

会 議 録

| | |
|--------------|--|
| 会議名 | 第3回みよし市都市計画審議会（平成29年度） |
| 日 時 | 平成29年11月16日（木） 午後2時00分～午後3時00分 |
| 場 所 | 3階 301会議室 |
| 出席者 (敬称略) | 三宅章介、宮崎幸恵、佐藤雄哉、塚本克彦、水野昌仁（愛知県豊田加茂建設事務所長代理）、岩田信男、柴本信之、坊農由有子 （事務局）：都市建設部 宇野部長、岡本次長 都市計画課 久野課長、島藤副主幹 |
| 次 第 | 1 あいさつ 2 審議事項 第1号 豊田都市計画公園（三好中部1号公園、2号公園）の決定について 3 報告事項 豊田都市計画地区計画の変更について |
| 会 議 録 | |
| 委員名 | 質 問 ・ 意 見 |
| 都市建設部次長 | 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、平成29年度第3回みよし市都市計画審議会を始めさせていただきます。 はじめに、市長より挨拶を申し上げます。 |
| 市長あいさつ | |
| 都市建設部次長 | 続きまして、会長より挨拶を申し上げます。 |
| 三宅会長あいさつ | |
| 都市建設部次長 | それでは、都市計画審議会に対しまして、市長より案件を付議させていただきます。 |
| 市長 | 【付議】 |
| 都市建設部次長 | 市長につきましては、他に公務がございますので、ここで退席させていただきます。 【市長退席】 それでは審議に移りたいと思いますが、審議会条例第5条第4項の規定により、会長が審議会の進行をすることになっておりますので、三宅会長よろしく願いいたします。 |
| 三宅会長 | それでは、先ほど市長より付議されました議案について、委員の皆さまで審議をしていきたいと思っております。 今回、付議された審議事項につきましては、前回8月に開催された本審議会において、報告事項として一通りの説明を行いました。 では、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 審議事項の「豊田都市計画公園（三好中部1号公園、2号公園）の決定について」ご説明いたします。 まず、縦覧結果についてご報告いたします。 |

| | |
|------|---|
| | <p>17条縦覧につきましては縦覧者0名、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>それでは、豊田都市計画公園（三好中部1号公園、2号公園）について説明します。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。本公園については、現在イオンの北側隣接地において施工中であります三好中部特定土地区画整理事業の区域内の公園として、今後整備の計画をしています。</p> <p>次に2ページをご覧ください。区画整理地内における予定箇所を示しております。広さについては、1号公園が約0.23ha、2号公園が約0.13haです。</p> <p>なお、あくまで現時点での参考図となりますが、公園の計画図を3ページと4ページにお示ししております。</p> <p>資料の5ページをご覧ください。公園の位置づけにつきましては、豊田都市計画マスタープランと市のまちづくり基本計画、景観計画に適合したものとなっております。</p> <p>次に、位置の妥当性についてですが、豊田都市計画区域マスタープランの内、街区公園の整備方針において、「概ね250mの範囲内に居住する者が容易に利用することができるように配置」とあるのを踏まえ、主に土地区画整理事業施行区域の西側に住む住民が歩いて利用できる位置に整備し、事業施行区域の東側に整備する1号公園、2号公園と合わせて、バランスのとれた都市公園配置が実現できる点において、位置は妥当であると考えます。</p> <p>また、規模の妥当性についてですが、同じく豊田都市計画区域マスタープランにおいて、街区公園の標準面積は「1か所あたり0.25haを標準」と位置づけられており、街区公園である1号公園は約0.23ha、2号公園は約0.13haであることから、許容範囲内の面積を有しており、それに加え、本公園が三好中部特定土地区画整理の事業地内の公園として、事業計画に位置付けられ、事業に必要な面積が確保されていることから、妥当な規模を確保していると考えます。</p> <p>なお、前回の審議会において、ご意見のありました、公園内へのかまどベンチ等を設置し防災公園としての機能を備える件につきましては、担当である公園緑地課に伝えたなかで、公園緑地課として、市の避難場所を指定している防災安全課と整備主体である区画整理組合と協議し、今後検討を進めたいとのことでした。</p> <p>また、本都市計画決定の今後の手続きにつきましては、本審議会でご承認をいただいた後、愛知県知事への協議の手続きを経たうえで、順調に進めば来月12月中には決定告示を行うことができるものと思います。</p> <p>豊田都市計画公園（三好中部1号公園、2号公園）についての説明は以上です。</p> |
| 三宅会長 | <p>それでは、今の説明につきまして何かご不明な点や質問などございますか。</p> <p>私から質問ですが、1号公園と2号公園の距離はどの程度ですか。</p> |
| 事務局 | 概ね400mになります。 |
| 佐藤委員 | 本公園は、三好中部特定区画整理地内の公園であるわけですが、区画整理の換地はいつ頃予定をされていますか。 |

| | |
|---------|--|
| 都市建設部次長 | 現時点は、事業完了は平成30年度の予定となっておりますが、事業の進捗が遅れておりますので、現在、平成33年度の完了として愛知県と協議を行っております。 |
| 宮崎委員 | 理由書のなかで「住民一人当たり都市公園面積25㎡以上」を目標に掲げていますが、25㎡はかなり大きな目標です。 現在は住民一人当たりの面積はどの程度ですか。 また、どういったスタンス、考え方で目標を25㎡に定めているのですか。 |
| 都市計画課長 | 平成27年度現在では、住民一人当たり14.01㎡であり、県内では、長久手市の31.85㎡と新城市の21.83㎡に次ぎ、3位の面積です。 そうしたなか、長久手市にはモリコロパーク(194.2ha)、新城市は県営の新城総合公園(64.3ha)の大規模な公園があり、一人当たりの面積を引き上げている状況がありますが、本市としましては、今後も都市公園の数を増やすことで目標の達成を目指したいと考えます。 |
| 三宅会長 | 今後、実際に公園の整備を進めていくなかで、遊具や防災機能などを盛り込むにあたり、公園のデザイン、配置等はどこがどう決めるのですか。 |
| 都市計画課長 | 現時点ではデザイン、配置等は決まっておりません。実際の整備段階において、事業主体である区画整理組合と市が協議し決めることとなります。 |
| 三宅会長 | その他何かございますか。 ございませんようでしたら、本日市長より付議された議案につきまして、審議を決したいと存じます。 議案第1号「豊田都市計画公園（三好中部1号公園、2号公園）の決定について」異議・問題なしとして賛成いただける場合、挙手をお願いいたします。 【原案のまま可決】 |
| 三宅会長 | それでは、報告事項「豊田都市計画地区計画の変更について」事務局より説明願います。 |
| 事務局 | 地区計画の変更についてご説明いたします。 まず、今回の地区計画の変更につきましては、法律の一部改正に伴う字句の修正であり、実際の内容に変更を伴うものではありません。 地区計画の変更の要因となった一部改正される法律は都市計画法及び建築基準法で平成30年4月1日に施行されます。 法律の主な改正内容をご説明いたしますので資料の6ページをご覧ください。 主な改正内容といたしまして、まず、(1)の都市計画法では、新しく「田園住居地域」という用途地域が追加されます。用途地域は、現在のところ12種類定められており、住居系の用途地域として第1種低層住居専用地域から準住居地域までの7種類、商業系の用途地域として近隣商業地域と商業地域の2種類、工業系の用途地域として準工業地域、工業地域、工業専用地域の3種類となっておりますが、今回の改正により用途地域は1つ増えて全部で13種類となります。また、今回追加される「田園住居地域」は住居系の用途地域のため、住居系用途地域の最後、準住居地域と近隣商業地域の間追加されることとなっております。 次に、(2)の建築基準法では、第48条及び別表第2において都市計画法に定められた各用途地域の建築物の用途の制限を定めています。都市計画法において新しい用途 |

| | |
|-------------|--|
| | <p>地域が追加されることに伴い、建築基準法においても新しい用途地域に対しての建築物の用途の制限を追加する改正が行われます。建築基準法の別表第2では、(い)項で第1種低層住居専用地域に対する建築物の用途の制限を定め、以下(わ)項まで各用途地域の制限内容が定められています。都市計画法において田園住居地域は準住居地域と近隣商業地域の上に追加されますので、建築基準法においても準住居地域と近隣商業地域の上に新しく追加されることとなります。今まで(ち)項として定められていた近隣商業地域の箇所へ田園住居地域の規定が追加され、近隣商業地域以下の箇所については1項ずつ繰り下げられることとなります。</p> <p>続きまして、今回変更が必要となる地区計画については、(3)にお示しをしております4つです。7ページから順に変更前、変更後を順に地区計画の内容を付けております。</p> <p>変更箇所に下線を引いておりますが、先程ご説明したとおり、変更箇所は、建築基準法の別表第2を引用した箇所のみとなっております。</p> <p>あと、今後の予定についてですが、法律改正の施行日が平成30年4月1日ですので、法律の施行日に合わせて地区計画の変更の告示を行う予定としています。</p> <p>地区計画変更の手続きとして、今後、変更案の縦覧を行い、次回の審議会において正式に議題として挙げてご意見をまとめさせていただき、その後愛知県との協議を経て変更決定をするという予定となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 三宅会長 | <p>今の説明について、何かご不明な点や質問などございますか。</p> <p>では、ご質問も特にないようですので、ここで事務局に進行をお返しします。</p> |
| 答申 | |
| 都市建設部次長 | <p>それでは、三宅会長から市長へ答申をお願いいたします。</p> |
| 三宅会長→ 市長 | <p>付議事項『豊田都市計画公園（三好中部1号公園、2号公園）の決定について』審議会としては、原案のとおり可決します。</p> |
| 都市建設部次長 | <p>次回の審議会は、来年2月に開催を予定しております。また12月頃に日程調整をさせていただきますので、ご協力をお願いします。</p> <p>これもちまして平成29年度第3回みよし市都市計画審議会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> |